

【報告（理事会承認事項）】令和5年度事業計画並びに予算報告の件

令和5年度事業計画

令和5年4月1日

令和6年3月31日

（はじめに）

令和2年1月15日に国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されてから、このウイルスに翻弄され続け、3年の月日が経過したところである。一方、社会経済活動を維持しながら、withコロナの新しい段階へと移行したことを受け、本年5月8日には重症化のリスクが高く感染力も強いとされる感染症法上の「2類感染症」から、季節性インフルエンザと同等の「5類感染症」へと引き下げられることとなる。全世界的にロックダウンや、国と国の移動などの制限が緩和され、世界経済が大きく動き出し、燃料、資材、鋼材の需要が高まってきている。にもかかわらず、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、生産工場の休止などにより実質生産能力は低下し、製品価格が高騰している。加えて、ロシアのウクライナ侵攻が燃料や各資機材等の価格高騰に拍車をかけており、建設業にも大きな影響を与えている。

このような状況の中、建設業の業況をみると、令和5年度の建設投資は、（一財）建設経済研究所が発表している「建設経済モデルによる建設投資の見通し」によると、前年度を3.4%上回る水準の69兆9,000億円となる見通しである。また、総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出した令和3年の建設業の就業者の状況については、55歳以上の就業者の割合が35.5%であるのに対し、29歳以下の割合が12.0%に留まっており、他産業に比べ高齢化が進んでいる。建設業が、国土基盤の整備をはじめ、災害時における応急復旧やその後の復興工事など、今後においてもこれら国民生活に直結する重要な役割を担っていくためには、若年建設技能者の新規入職と定着が喫緊の課題となっている。

このような状況の中、国土交通省では、『持続可能な建設業に向けた環境整備検討会』において、資材価格の変動による下請へのリスクの他、担い手確保について議論がなされている。同検討会では、建設技能者の高齢化の問題、建設技能者の賃金の伸び悩みに関する諸課題等がテーマとされており、重層下請構造の適正化、建設技能者の処遇改善などの具体的な施策が検討されている。

協会においても、建設技能労働者処遇改善により担い手を確保していくため、長時間労働の

是正（罰則付き時間外労働時間規制への対応）、週休二日の確保等に取り組み、給与・休暇・希望の「新3K」の定着を推進していく。加えて、技能労働者の処遇改善のために官民上げて取り組んでいる建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用事業である、『建設技能者の能力評価制度』、『専門工事企業の施工能力等の見える化制度』も普及を強力に推進する。

特に、これまで機械土工工事業界とともに災害からの復旧・復興工事やインフラ整備など、国民の安心・安全に寄与してきた建設ダンプトラック工事業界では、担い手不足が極めて深刻な状況が続いている。このため、運転技能者の処遇改善が図られるよう、「建設キャリアアップシステム」（CCUS）の同業界への導入などを、関係省庁等へ要望していくこととする。

さらに、即戦力の外国人を受け入れることは有益な担い手不足対策の1つとなるため、引き続き令和5年度においても特定技能外国人受入制度の活用がなされるよう周知していく。

なお、本年度は令和4年度に実施した主な事業を継続実施するとともに、以下の事業を重点的に推進する。

1. **建設技能者の処遇改善に向け、令和元年度に国土交通省より『認定』を受けた能力評価基準の「能力評価実施機関」として、引き続き機械土工、土工技能者及び委託された各職種の技能レベルの認定を実施する。**
2. **10tダンプトラック運転手の処遇が改善されておらず、担い手が不足している。このため、令和5年2月24日に設置した「建設ダンプトラック地位向上研究会」において、建設ダンプトラックの地位向上についての検討、令和4年に実施した建設ダンプトラックの現状把握のためのアンケート調査結果の分析等を踏まえて、処遇改善のために行動する。**
3. **建設機械等損料表に掲載されている土工用建設機械の価格が見直されるよう、令和4年度より実施している国土交通省担当課幹部との意見交換会を継続して実施し、損料調査に関する計算式等の見直し、調査対象となる建設機械の年式制限等を要望していく。**
4. **特定技能による外国人材の受入れ事業について、業務区分「土木」、「建築」の国内・国外試験の実施に協力するとともに、特定技能外国人の受入れが増加することが予測されるため、「登録支援機関」として継続して受入れ支援を実施する。**
5. **「登録土工基幹技能者講習」について、土工技能者の資格保有者を増やすため、受講機会の拡充を図るとともに、42職種の登録基幹技能者講習のうち最も多い「登録機械土工基幹技能者」について、資格が活用されるよう国土交通省に要望する。**

なお、協会が令和5年度に計画した主な事業は、以下のとおりである。

— 管 理 —

1 会 議

1-1 通常総会

第 12 回総会を、5 月 24 日（水）アートホテル日暮里ラングウッドで開催する。

1-2 理 事 会

業務執行に関する事項等を審議するため、以下の日程で理事会を開催する。

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
開催 予定 月	令和 5 年 5 月 24 日（水） 総会開催	令和 5 年 9 月 15 日（金）	令和 5 年 12 月 6 日（水） 勲章等受章祝賀会	令和 6 年 3 月 13 日（水）

その他必要に応じて、臨時理事会を開催する。

1-3 常任理事会

理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議するため、必要に応じて随時開催する。

2 総務委員会に係る管理業務

2-1 財務に関する事業

- 1) 協会を支える財政のあり方、及び会費の公正な負担のあり方を研究する。
- 2) 協会は、(一社)建設技能人材機構（以下「JAC」という。）の正会員として、同機構が行う特定技能による外国人材を受入れている協会会員企業が支払う受入負担金の収納を代行し、事務手数料を受領することとする。
- 3) 機械土工並びに土工登録基幹技能者の能力等の維持及び向上のために、「特定資産」として、機械土工・土工継続教育事業資産を積み立てる。
- 4) 特定技能外国人受入事務事業の安定のために「特定資産」として、事業安定準備資金を積み立てる。

2-2 広報に関する事業

- 1) 会報「機械土工」並びに会員名簿の発行
 - (1) 月刊誌・会報「機械土工」を発刊するとともに協会のホームページ上に掲載する。
 - (2) 2024 年版会員名簿を発行する。
- 2) 情報の収集
 - (1) 建設に関する情報紙を購入する。日刊建設工業新聞・他 2 紙。
 - (2) 建設に関する情報誌の提供を受ける。「建設機械施工」・他 6 誌。

— 事 業 —

1 総務委員会

1-1 調査研究事業

1) 公的支援制度の情報収集、周知等

- (1) 中小企業倒産防止共済制度及び小規模企業共済制度を広く会員に広報するとともに、加入の促進を図る。
- (2) 時限立法である下請債権保全支援事業の利活用を図るため、周知、広報する。また、同事業は、令和6年3月末日まで延長となったが引き続き、期間延長等について関係機関に働きかける。

2) その他本会の目的達成のために必要な事業

(1) 協会、支部機構の整備に関する事業

機械土工工事業を代表する全国団体として、機械土工工事企業の組織率を高め、組織の強化を図る責務があり、有資格企業に入会を勧め、会員の増強を図る。

(2) 外国人材受入事業に伴う「特定会員」制度の維持事業

令和元年度より開始された、建設分野の特定技能による外国人材の受入れについては、一般社団法人建設技能人材機構（以下 JAC）の賛助会員又は正会員である建設業者団体に所属していることが要件として定められていることから、今後も JAC の正会員である当協会へ「特定会員」の入会希望企業が継続することが予測される。

このため、協会の「特定会員」制度が維持されるよう、令和2年度に「特定会員」制度の運用について定めた「入会および退会規程」を適正に運用する。

協会は建設分野の特定技能外国人の受入れを希望する企業が同制度を活用できるよう、『特定会員』制度を維持し、会員サービスの向上を図る。（入会費 20,000 円、月会費 5,000 円）

なお、令和5年1月末現在の特定会員数は742社となっている。

1-2 福利厚生事業

1) 日機協共済制度「団体定期保険」、「損害保険」の運営

会員企業の従業員の福祉の向上を目的に、日機協共済制度団体定期保険への加入促進を図る。従来の団体定期保険と、経営事項審査の加点対象となる労災上乗せを確保した損害保険を運営する。

2) 日機協共済制度並びに日本機械土工企業年金基金の広報

日機協共済制度並びに日本機械土工企業年金基金の維持、拡大を図るため、会報、協会のホームページに上記の紹介記事を掲載し、業界に広く周知する。

3) 表彰者の選考及び表彰等に関する事項

(1) 勲章（二類の部を除く）、褒章、国土交通大臣表彰等候補者の選考

勲章（二類の部を除く）、褒章、国土交通大臣表彰候補者を選考し、会長に推薦する。

(2) 永年精勤表彰の候補者の選定

永年精勤者の会長表彰候補者を選定し、会長に推薦する。

(3) 功労表彰候補者の選定

功労者の会長表彰候補者を選定し、会長に推薦する。

4) 祝賀会の開催

勲章、褒章、国土交通大臣表彰等受章者の受章祝賀会（12月）を開催する。

2 合理化委員会

2-1 調査研究事業

1) 経営の近代化、安定化に関する事項

効率的、効果的に機械土工工事の安全対策、環境対策、動向等に関する情報等を発信するため、ホームページを充実させる。

2) 受注・取引の改善に係る事項

(1) 受注・取引の改善

建設機械の保有状況はじめ、必要に応じて機械設備の共同利用、相互利用等について調査し、又発注機関へ提供して、現有する建設機械での積算や発注に資する。

(2) 合理化相談会の開催

契約の適正化、適正単価の確保、正常な取引関係の構築に関する合理化相談会を開催し、公表された機械土工工事の発注情報を収集し、情報を提供する。

(3) 海外工事及び関連事業の調査

機械土工工事業者が進出できる海外工事、及び建設機械等を活用した関連事業の動向について、国土交通省、中堅・中小建設業海外展開推進協議会（JASMOC）、(独)国際協力機構、(独)日本貿易振興機構等の機関からの情報を、会員企業に周知するとともに、国や機構等が発注する市場調査、案件形成に係る調査事業を受注し、役務の提供等を行う。

- (4) 本会運営の基本方策に関する業務について、顧問や学識経験者等に検討を委託する。
- 3) 国土交通省が行う事業等への協力及び周知
- (1) 建設業法令遵守のための情報収集窓口である「駆け込みホットライン」、地域社会を支える中小・中堅建設企業等の体質強化を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」等の周知を行う。
- (2) 昨今のわが国は、予想を超える大きな地震による震災、大型で強い台風による風水害等、未曾有の災害による被害が毎年のように発生している。国土交通省では、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制を整備するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」を改正し、建設業団体と災害協定を締結することとしている。協会は、災害協定を締結している北海道開発局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局が実施する被災地域の緊急出動はじめ復興・復旧事業に最大限協力する。また、その他の各地方整備局等と防災協定を締結することとする。
- 4) 機械土工工事業の地位の向上に関する事項
- (1) 企画広告について
- 機械土工工事業界の社会的地位の向上、イメージアップのため、建設業界専門紙等に企画広告する。
- (2) 勉強会の開催について
- 会員企業にとって時宜を得たテーマについて、勉強会を開催する。
- 5) 国内外の関係省庁、地方公共団体、関係団体等との意見交換、陳情活動等
- (1) 優遇税制等の制度や、機械土工工事業界の抱える諸課題等について、関係する職域の国会議員等や官庁、関係機関との意見交換会を開催する。また、業界の社会的、経済的地位の向上のため関係する団体等と、関係する職域の国会議員等や官庁、関係機関に要望する。
- (2) 建設ダンプトラック工事業と運転技能者の地位向上**
- 建設ダンプトラック運転技能者の処遇が改善していないため、建設ダンプトラック業界の担い手が不足している。このため、令和5年2月24日に設置した「建設ダンプトラック地位向上研究会」において、建設ダンプトラック工事業と運転技能者の地位向上についての検討、令和4年度に実施した建設ダンプトラックの現状把握のためのアンケート調査結果の分析等を踏まえ、同技能者の処遇改善のため行動する。**
- (3) 開発途上国等の関係機関等と建設市場の動向に係る意見交換会を開催し、案件形成の促進に努め、会員企業の海外進出を支援するとともに、発展途上国等の機械土工、土工

に関する技術、技能の向上に資するために、会員企業が提供できる施工技術・技能をアジア地域、アフリカ地域などに広く紹介し、親睦を深めるため海外の同業団体等との交流を進める。

6) 関係団体の開催する行事への参加

建設専門業団体等 34 団体で構成する(一社)建設産業専門団体連合会の構成団体として、国土交通省と専門業者団体との意見交換等に参加し、専門工事業界の抱える課題を解決するために協力し、もって業界の発展、向上に資する。

2-2 経営者、経営管理者向上事業

1) 経営研修会の開催

第 44 回経営研修会を開催する。

- ・ 開催日：未定
- ・ 開催場所：未定

3 技術委員会

3-1 調査研究事業

1) 積算に関する事項

(1) 機械土工作業における積算の適正化に関する事項

① 建設機械等損料の見直しに関する事項

最近の建設機械は、生産性、安全性、環境などに配慮されるようになっており、これに伴い価格が上昇している。建設機械の損料が掲載されている「建設機械等損料表」には、市場において稼働している古い建設機械と、普及している比較的新しい建設機械との加重平均がとられているため、新型機を購入する機械土工工事業者にとって、実態とそぐわない価格となっている。このため、令和 4 年度より実施している国土交通省担当課幹部との意見交換会を継続実施し、損料調査に関する計算式等の見直し、調査対象となる建設機械の年式制限等を要望していく。

② 損料、経費等の情報収集、提供に関する事項

建設機械及び情報化施工機器等の損料をはじめ安全費、環境対策や公害防止対策費等についての情報を収集し、会員に周知する。

(2) 機械土工作業能率算定資料の提供に関する事項

建設機械及び情報化施工機器並びに施工に関する情報を収集し、作業能率算定資料、その他諸資料としてまとめ、協会手帳に掲載し、会員等に提供する。

2) 建設発生土等に関する事項

建設発生土や建設廃棄物の処理を適正に実施するとともに、建設公害の撲滅を図るため、情報を収集し、会員に周知する。

- (1) 機械土工工事の施工に関して生ずる安全や環境問題への対応、及び建設発生土の適正活用について、国や関係する機関、団体などからの情報を収集し、会員企業へ提供するとともに、関係機関の開催する委員会等に協力する。
- (2) 法令遵守の徹底のため、排出ガス対策型建設機械等の指定機種の情報等を収集し、周知する。
- (3) 「宅地造成等規制法」が抜本的に改正され、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制する「盛土規制法」が令和5年5月26日に施行されることから、情報を収集し、会員に情報を提供する。

3) 施工技術・建設機械に関する事項

(1) 建設機械の改良・改善並びに新機械・新工法についての事項

土工事（土工工事）を情報化施工する現場が拡大している。労働人口の減少による技能労働者の減少に対応し、また生産性を向上させる手段の一つとして今後ますますICT技術での施工が図られ、近い将来はAIの活用により施工計画や施工時の土質などへの対応能力が、一人の技術者・技能者の知識や経験をはるかに超え、機械土工の現場は大きく変化（進展）する可能性がある。

当委員会は施工企業（正会員）、及び建設機械メーカ、測量機械メーカ、タイヤメーカ、建設機械レンタル企業等（賛助会員）によって構成されているため、最新の情報を集約し、会員企業に周知する。

(2) 生産性向上に関する事項

① 「i-Construction 推進コンソーシアム」への参加について

少子高齢化社会等の進行や、建設業の現場で働く技能者などの処遇、待遇の低さから、若年技術・技能者の確保が困難となっていく中、国土交通大臣が2025年までにICT技術の活用等により生産性を2割向上させることを目指して設立した「i-Construction 推進コンソーシアム」について、協会は技術開発・導入WG、3次元データ流通・利活用WG、海外標準WG等に参加し、情報を会員に提供するとともに、導入の促進、導入を阻害する課題の解決に向けた方策の検討に協力する。

② ICT 技術の導入促進に関する事項

ICT 技術の導入促進に関する国土交通省の開催する会議等に出席するとともに、国土交通省等関係機関の担当官との意見交換会等を実施する。

(3) 技術功労賞候補者の選考について

(公社)土木学会の表彰制度である技術功労賞の候補者を選考、推薦する。

3-2 機械土工技術者の人材確保・育成事業

1) 1・2 級建設機械施工管理技術検定試験に係る受験準備講習会の開催

筆記試験受験準備講習会については、東京地区及び静岡地区の 2 会場において開催する。

実技試験受験準備講習会については、開催時期は 8 月中旬から 9 月中旬にかけて、全国 12 会場（試験を実施する会場）で実施する。開催日数、開催種別等については受講者数を勘案し、実地講習に協力していただいている会場と協議し決定する。

2) 技術研修会の開催

(1) 機械土工に関する技術の向上に寄与するため、技術研修会を開催する。

(2) 先進的な生産システムを導入している国内外の現場、展示会等を視察することとする。建設機械を駆使して機械施工を本業とする業界団体として、世界の建設機械の動向調査や国内外の建設現場の視察は、建設機械や工事の担当責任者である幹部職員の視野拡大に大きく貢献する事業であるため、今後も定期的に計画することとする。

なお、ドイツ・ミュンヘンにおいて令和 7 年春に開催が予定されている「BAUMA」は、建設機械、建材製造・加工および建設車輛、鉱業機械分野では世界最大の見本市である。本見本市の視察について、参加の意向調査を行うこととする。

3) ICT 技術、建設 DX 等に係る研修会、講習会の開催

(1) ICT 技術、建設 DX 等新技术活用に係る研修会等の開催について

① ICT 活用促進に向けた研修会の開催について

国土交通省直轄工事においては、ICT 施工の実績が公告件数 2,420 件中 1,994 件と 82%を超える実施状況の中、地方自治体では公告件数 7,811 件中 1,624 件と 21%を下回る実施状況にある。国土交通省では、都道府県・政令市での ICT 活用を推進するため、各地方整備局等に DX ルームを設置するとともに、各技術事務所にも i-Construction 人材育成センターを設置し、発注者向けの BIM/CIM 研修、i-Construction 研修等を実施している。また、各建設機械メーカー、建設機械レンタル業者等も、ICT 等の新技术の活用に向けた研修、講習を実施している。協会は、ICT 等の新技术の活用に向け

た研修会、講習会への参加等について検討していくこととする。

② 建設デジタルフォーメーション（建設DX）に関する研修会の開催について

国土交通省は、社会経済状況の激しい変化に対応し、インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用して、国民のニーズを基に社会資本や公共サービスを変革すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、建設業や国土交通省の文化・風土や働き方を変革し、インフラへの国民理解を促進するとともに、安全・安心で豊かな生活の実現を目指すこととしている。協会は、建設DXの普及に向けた研修会、講習会の開催について、内容等を検討していくこととする。

なお、本年度は、(一社)全国土木施工管理技士会連合会と都道府県土木施工管理技士会が土木施工管理技士に向けたCPD対象講座である「JCMセミナー」において、会員や賛助会員である機械土工工事業者や各種建設機械メーカ、測量機器メーカ、レンタル業者が取組みを進めている建設DXに関し講演する。

(2) ICT 土工研修の共同開催について

(職)富士教育訓練センターを会場に実施される、起工測量、3次元データ作成実習、3次元出来形管理実習等による技術者育成講座である「ICT 土工研修」を共同で開催する。参加を促すため会員等への周知を徹底する。また、開催にあたっては技術委員会の委員である賛助会員の協力が必要なため、技術委員会として、講師、資機材の提供等に協力していく。

4 労働安全委員会

4-1 調査研究事業

1) (職)富士教育訓練センターの活用

機械土工従事者の技能向上のため、(職)富士教育訓練センターを活用する。

- ・ 機械土工工事業者等の新入社員や在職者の基礎技能訓練
- ・ 技能向上教育や新分野進出に係る教育訓練等
- ・ 必要に応じてセンターを活用できるようにセンターの施設の充実に協力する。

2) 令和6年度「雇用型訓練」導入への協力

- ・ 「雇用型訓練」(ジョブ・カード制度活用型訓練)を活用した教育訓練カリキュラムを作成する。また、同制度の活用により、人材確保・育成が推進されるよう会員企業等に周知する。

3) 建設業の未来を担う若者に魅力ある業界を目指す

政府は、長時間労働の是正等「働き方改革」を推進しており、改正労働基準法に基づく時間外労働の罰則付き上限規制が適用されている。建設業も、2024年4月より時間外の労働時間に罰則付きの規制を受けることとなる。他産業との人材確保競争に勝利していく上でも「働き方改革」を推進し、待遇改善はもとより、週休二日等、長時間労働の是正に取り組んでいく。

4) 無料職業紹介事業に関する事項

令和2年度より、(一財)建設業振興基金が厚生労働省より受託した「建設技能労働者育成支援事業」は未就職者、新規学卒者等の職業訓練の実施、就職先の斡旋等の事業であるが、令和5年度以降も2か年延長されることとなった。引き続き、協会内に同基金の地方拠点の窓口を設置し、本事業に協力していく。なお、訓練については(職)富士教育訓練センターを活用し、年2回実施する。

5) 建設キャリアアップシステムの活用による処遇改善に関する事項

建設キャリアアップシステム(CCUS)への技能者登録数は2023年1月末で108万人を超えている。「建設技能者の能力評価制度」は、CCUSに登録した技能者を就業履歴・立場・保有資格などで4段階に評価するものである。また、「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度」は、企業の施工能力に関する情報等を「明確化」することで、人を大切にし、受注に見合った施工能力等を持った専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることが期待されている。

しかし、協会関東支部が事務局を務める建設産業専門団体関東地区連合会(関東建専連)が平成30年より5年間実施してきたアンケート調査の推移みると、技能者の入場記録を蓄積するためのカードリーダーの設置率は、(一社)日本建設業連合会(日建連)会員企業の工事現場では約80%以上設定されているとの結果となったものの、(一社)全国建設業協会(全建)会員企業では約27.3%と、30%に満たない設置率となっている。同制度が十分に活用されているとは言えないため、カードリーダーの設置が進むよう関係機関に働きかけることとする。また、国土交通省と各団体において検討されている4段階の技能レベルに合わせた目標年収が、建造物の施工箇所の難易度に合わせた積算に活かされるなど、各技能者の経験や技能に応じた処遇が的確に受けられるよう国等への要望を進めていく。

6) 安全確保に関する調査研究

(1) 教育訓練用等教材の提供

労働災害ゼロを達成するために、危険有害要因、安全管理活動等について調査研究し、

作成した教育訓練用教材の提供その他支援の措置をとることに最善を尽くす。

また、貸し出すことができる教材類を、ホームページで紹介する。

(2) 水害、震災等に関する事項

国土交通省関東地方整備局、近畿地方整備局、北海道開発局、北陸地方整備局、中部地方整備局と締結した「防災協定」に基づき、協会会員企業が災害発生時に提供できる建設機械、オペレータ等の保有状況、会員の移動状況等をアンケート調査し、各地方整備局等に報告する。また、災害が発生した際は、当局と連絡を密にして総合工事企業とともに復旧・復興事業に最大限協力する。

4-2 機械土工工事技能者の人材確保・育成事業

1) 技能者の能力評価に関する事項

平成 31 年 4 月より本格運用された建設キャリアアップシステムを活用し、建設技能者一人ひとりの経験や技能について、客観的に 4 段階に評価する仕組み（建設技能者の能力評価制度）が令和元年 11 月より運用を開始している。当協会は、機械土工職及び土工職として従事する技能労働者が実務経験、保有資格等に応じた適正な評価を受けることができるよう、「機械土工技能者」及び「土工技能者」の「能力評価基準」を令和元年度に策定した。現在は登録基幹技能者講習を実施する業界団体による技能者評価が行われている。

当協会は、「機械土工技能者」及び「土工技能者」だけではなく、他業種の技能者に対する評価業務委託も積極的に受けており、今年度以降も建設業界全体で能力評価が適正に行われるよう、制度運用に協力していく。

2) 企業の施工能力等の見える化に関する事項

国土交通省は、建設キャリアアップシステムを活用し、建設技能労働者の能力評価制度と連携して、各企業の施工実績、技能者数、若年及び熟練技能者数、保有機械等の施工能力等に関する情報を基に、人を大事にし、施工能力を持つ専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境を整える、「専門工事企業の施工能力等の見える化制度」を推進している。

当協会は、令和 2 年度に国土交通大臣より認定を受けた「機械土工工事業見える化評価制度」により評価した企業は 14 社となった。また、令和 3 年度末に認定を受けた「土工工事業の見える化評価基準」により評価した企業は 1 社となった。令和 5 年度においても、継続して評価を実施していくとともに、更なる活用がなされるよう、周知を徹底していく。

3) 高齢者雇用推進事業

担い手不足解消の一策として、高齢者の雇用を推進することの可能性について調査する

ため、令和3年度から(独)高齢・障害・求職者雇用推進機構『産業別高齢者雇用推進事業』を受託し、高齢者雇用の留意点や好事例などを調査し、令和4年度にこれらを「機械土工工事業高齢者雇用推進ガイドブック」を作成した。令和5年度より、同ガイドブックの周知、活用を推進していくこととする。

4) 安全衛生教育の実施に関する事項

建設キャリアアップシステムを活用した建設技能労働者の能力評価制度における「機械土工工事業能力評価基準」では、レベル3となる要件に「車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育」、「ローラー運転業務従事者安全衛生教育」の修了者と規定している。この教育は「登録教習機関」などで実施しているが、受講者が少なく開催時期などが不明との声が寄せられている。機械土工工事業に従事する技能労働者が「同上安全衛生教育」の受講に困らぬよう、協会の会議室等を活用して定期的に安全衛生教育を実施することとする。

4-3 福利厚生事業

1) 表彰者の選考及び表彰等に関する事項

(1) 優秀施工者国土交通大臣顕彰等の候補者の選考

国土交通大臣による優秀施工者顕彰の候補者及び土地・建設産業局長顕彰の候補者を選考する。

なお国土交通大臣への推薦は協会会長であり、協会の功労表彰など会長表彰受賞者を優先する。

(2) 叙勲二類の候補者選定

叙勲二類の部（専門工事業務功労）の候補者を選考する。

なお叙勲二類への推薦は国土交通省を通じて行うため、国土交通大臣顕彰受賞者を優先する。

(3) 優秀功績従事者表彰の候補者選定

優秀功績従事者表彰の候補者を選定する。

4-4 登録基幹技能者講習に関する事項

1) 登録機械土工基幹技能者講習（「登録講習」及び「更新講習」）の開催

国土交通大臣が認定した登録機械土工基幹技能者講習事務の実施機関である当協会は、登録機械土工基幹技能者講習及び更新講習の受講希望者のために、令和5年度も「登録講習

習」及び「更新講習」を実施する。

(1) 登録講習（受講対象：新規受講者、3日間の対面による講義・試験）

- ・講習日程：ア 令和5年6月23日(金)～25日(日)の3日間
イ 令和5年12月8日(金)～10日(日)の3日間
- ・予定受講者：900名（令和4年度実績 876名）

(2) 更新講習（受講対象：有効期限1年以内の者）

- ・講習課程：ア 登録基幹技能者資格の有効期限は5年ではあるが、協会は1年前の有効期限を有する登録機械土工基幹技能者（「該当者」という。）に対し、更新講習を実施する。
イ 実施方法は協会から「はがき」を該当者に送付し、更新講習申請者はWEBサイトで協会に申込、e-learning方式で実施する。WEBサイト上にて実施される試験に合格すると更新（有効期限5年）となる。
- ・該当者：1,584名（令和3年度受講者実績 1,684名）

2) 登録土工基幹技能者講習の開催

令和元年8月に登録された「登録土工基幹技能者講習」を2回／年度で実施する。

なお、本年度より「更新講習」を実施するため、登録機械土工基幹技能者講習と同様のe-learning方式で実施する。

(1) 登録講習（受講対象：新規受講者、2日間の対面による講義・試験）

- ・講習日程：ア 令和5年9月23日(土)～24日(日)の2日間
イ 令和6年3月2日(土)～3日(日)の2日間
- ・予定受講者：700名（令和4年度の実績 9月期263名、3月期集計中）

(2) 更新講習（受講対象：有効期限1年前の者）

- ・講習課程：登録機械土工基幹技能者更新講習と同様
- ・該当者：513名
本年度より更新講習を実施する。

3) 登録機械土工基幹技能者講習及び同土工の教材の作成

「登録機械土工基幹技能者テキスト」（専門テキスト）及び「登録土工基幹技能者テキスト」（専門テキスト）に、改訂された法律、安全管理などを補完整備するとともに、改訂内容にあわせた試験問題を作成する。

4) 登録機械土工基幹技能者及び登録土工基幹技能者資格付与

登録機械土工基幹技能者講習及び更新講習、登録土工基幹技能者講習及び更新講習の修

了者に、講習修了証（資格証）を発行する。

5) 登録機械土工基幹技能者資格及び登録土工基幹技能者の評価・活用事項

登録機械土工基幹技能者及び登録土工基幹技能者にとって魅力のある資格となるよう国土交通省はじめ、関係機関、関係団体に評価・活用を要望する。

なお、令和4年4月1日より、CCUSに基づく能力評価制度でレベルが上昇した者については、経営事項審査での加点が与えられているため、関係者に周知を図る。

4-5 外国人材の受入れ及び国際交流事業

1) 新たな外国人材の受入れに関する事項

(1) 建設分野特定技能外国人の受入れについて

平成31年4月より受入れが開始された在留資格「特定技能」において、建設分野での人手不足を解消するため、18の職種での受入れを認められた。協会は「建設機械施工」及び「土工」職種について、受入要件の一つである建設分野特定技能1号評価試験の作成・試験実施の協力をしてきたが、昨年度に業種区分・試験内容が見直され、実技試験が廃止となったことから、本年はJACにてすべての試験を実施する。ただし、フィリピン、インドネシア、ネパールをはじめとする諸外国での実施については、積極的に協力する。また、一般社団法人建設技能人材機構（JAC）の正会員として、受入れを希望する会員企業の計画認定が円滑に進むよう努める。

協会は、令和元年6月に法務大臣に登録された「登録支援機関」として、令和2年度から会員企業で働く特定技能外国人の支援を行っており、令和5年度についても、更に多くの受入れ人数に対応できる体制を構築する。また、諸外国の状況により新たな受け入れ国の開発も積極的に行う。

(2) 一定の専門性・技能の確認のための技能試験の実施協力について

協会は、令和5年度以降に実施される海外の情報提供など、同評価試験の実施において、業界団体として協力することとする。

(3) 海外での技能講習・外国人材への国内教育の実施について

協会は、一般社団法人建設技能人材機構の支援事業を運用し、「就労を希望する外国人への研修等」、「就職している特定技能外国人に対するスキルアップ技能研修」及び「就職している特定技能外国人及び将来特定技能外国人として雇用する予定のある技能実習生に対する特別教育・技能実習等への支援」を実施する。

2) 技能実習事業

協会が、会員企業とともに実施する建設技能研修・実習生の受入事業は、平成3年度より開始された。協会は相手国との国際交流を兼ね当初は第2次受入れ機関として、会員企業の受入れを支援する事業を実施してきた。平成31年4月から人手不足対策に伴う新しい外国人就労者の受入制度が発足した。技能実習修了者等は新しい制度への移行試験が免除されることから、受入れ需要がある間は会員企業の利便性を図るため、管理団体を活用できる状況を保持する。

3) 事業の周知・広報

上記3事業に関し会員に周知するため、理事会、委員会などで定期的に説明し、協会のホームページ等を通じて広報する。

4-6 その他本会の目的達成のために必要な事業

1) 「特定会員」の入会の承認

特定技能による外国人受入制度を活用するためには、JAC正会員である建設業者団体に加入するか、JACの賛助会員になる必要がある。同制度を活用しようとする企業のうち当協会への入会を希望する企業、特に3年間の技能実習が終了し技能実習制度から同制度へと移行する企業にあっては、新しい制度であり国土交通省、出入国在留管理庁への申請手続きに時間が掛かるため、在留期限が迫っていることが少なくない。このため、会長に提出された「特定会員」への入会申込書について、担当委員会である労働安全委員会が短期間で入会の可否を決定し、入会希望企業にすみやかに入会の可否を通知する。なお、同委員会において入会の可否を決定し、直近に開かれる理事会において入会を認めた企業について報告することとする。

5 構造改善事業推進委員会に関する事業

5-1 機械土工工事業経営と雇用等の健全な発展に寄与する事業

1) 機械土工工事業イノベーション戦略に関する事業

機械土工工事業イノベーション戦略の目的は、会員構成員企業の経営革新、人材の育成等を通じ、企業の競争力を高め、経営基盤の強化を確立することにある。第一次構造改善計画（5ヵ年：昭和61年～平成2年度）が中小企業近代化促進法の下に始まってから現在まで、初期の目標を達成したとは言い難く、促進法廃止以降も初心を忘れないため協会独自の取り組みとして続けてきた。令和5年度は第11次機械土工工事業構造改善計画（3ヵ

年)の2年目にあたり、会員構成員企業の経営革新(イノベーション戦略)、人材の育成等を通じ、企業の競争力を高め、経営基盤の強化を確立することを目標とする。以下の事業を行う。

- (1) 第11次機械土工工事業構造改善計画 令和6年度計画の策定
- (2) 令和5年度実績報告

上記(1)~(2)は「機械土工工事業イノベーション戦略 第11次機械土工工事業構造改善計画 計画書」にまとめ、令和5年度第4回理事会にこの事業実績を上程し報告する。

5-2 助成措置等の活用

構造改善関連等の助成措置・支援事業等を周知するとともに、活用を図る。

なお、助成制度を活用し、実施した調査・研究については、報告書を作成し広く、周知する。

6 企画特別委員会に係る事業

6-1 その他本会の目的達成のために必要な事業

機械土工工事に関係する総務委員会、合理化委員会、技術委員会、労働安全委員会、構造改善推進委員会に所属しない課題等についての情報等を収集し、調査研究する。

7 女性部会「チームはにやま姫」に関する事業

7-1 女性部会「チームはにやま姫」の活動について

女性が働きやすい現場や業界にしていくことは、現場の環境や仕事の進め方に変化をもたらし、男女問わず誰もが働きやすい現場や業界につながる。また、女性が活躍することで、長時間労働などの男性だけでは解決できなかった様々な問題についても工夫が生まれ、効率的で快適な職場環境の整備につながる事が予測される。

このため、平成30年度に立ち上げた女性部会「チームはにやま姫」において、いきいきと女性が活躍できる建設業を目指して活動していくこととする。

- 1) 女性の活躍推進
- 2) 女性の技能労働者の確保・定着等に関する事項
- 3) 研修会、現場見学会、意見交換会の開催
- 4) 建設産業女性定着支援ネットワークへの参加 (事務局：(一財)建設業振興基金)

- 5) 他職種の女性部会との交流・協力関係の構築
- 6) その他部会の目的を達成するために必要な事項

8 青年部会に関する事業

8-1 青年部会の活動

建設産業が、今後においてもインフラ整備、災害時における応急復旧工事などの役割を担っていくためには担い手確保による「現場力」の維持が重要である。また建設産業が他産業に比べ魅力ある産業と言いきれない状況下で、機械土工工事業の次代を担う後継者の育成も重要な課題となっている。

平成 30 年度に立ち上げた青年部会では、魅力ある建設産業、専門工事業、機械土工工事業への成長を阻害する要因となっている諸課題の解決に向けて、若者の視点から次代を担う後継者の育成、若年技術・技能労働者の入職・定着、生産性の向上などの推進に取り組んでいくこととする。

- 1) 青年経営者セミナー、建設キャリアアップシステムに係る研修会、検討会、意見交換会、懇親会等の開催、及び SDGs（エス・ディー・ジーズ・持続可能な開発目標）取組みの検討
- 2) 部会員による i-Construction 等生産性向上に係る研修会、近代化の進む業界の施設見学、担当者との意見交換会等の開催
- 3) 人材確保・育成に係る説明会、検討会、意見交換会の開催
- 4) 部会を代表して部会長が出席している建専連企画委員会専門部会において議論されるテーマの検討、意見集約等
- 5) 他業種の青年部会との交流
- 6) 次世代向け機械土工工事業の魅力の発信
- 7) その他部会の目的を達成するために必要な事項